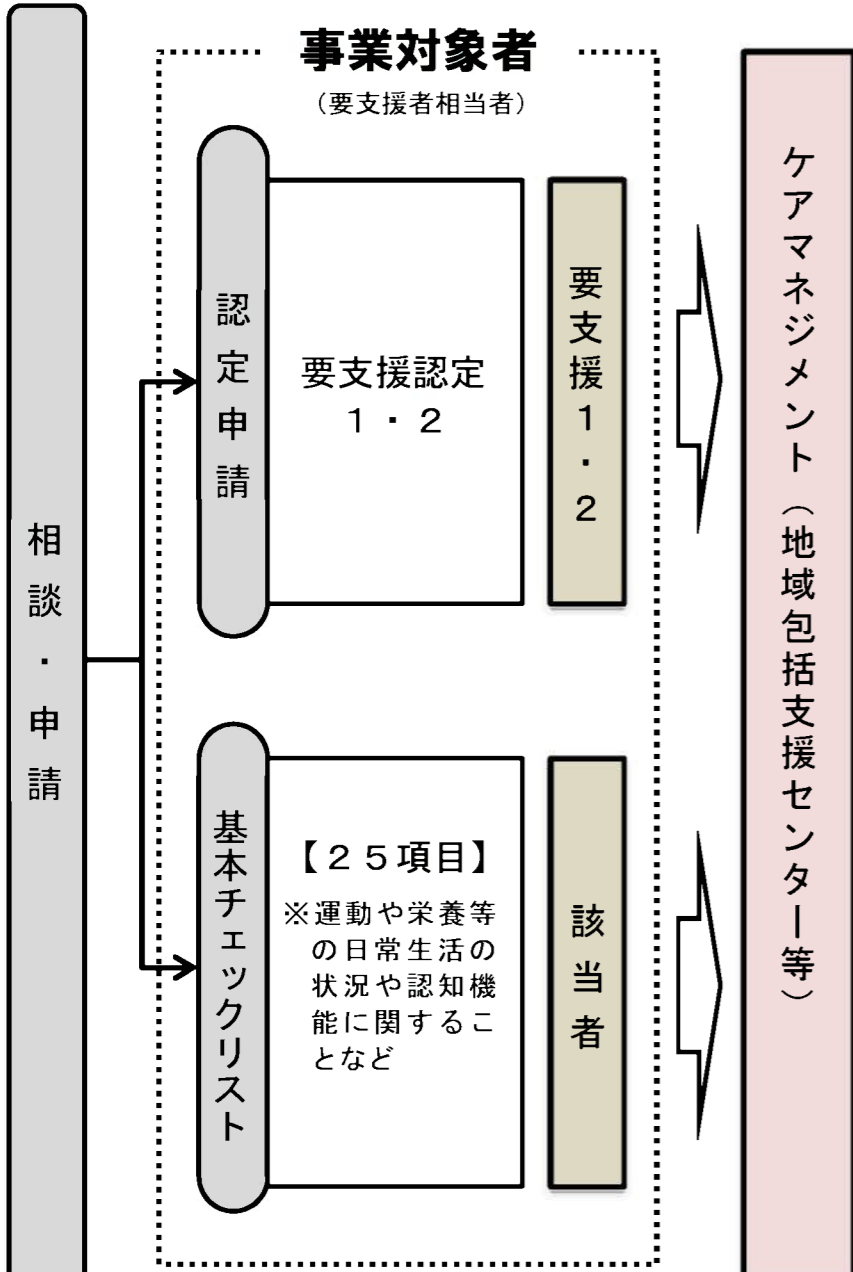


介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについて

平成27年7月
保健福祉局いのちをつなぐネットワーク推進課



介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1・2、事業対象者)				
サービス種別	サービス内容	想定している提供主体	サービス単価・自己負担の考え方	
個別サービス 訪問型サービス	I 予防給付型 《予防給付相当》	○従来の予防給付相当のサービス ・居宅において入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援（生活援助、身体介護）の提供	○介護サービス事業者 (みなし指定)	○予防給付単価 ○原則1割負担、一定以上所得者は2割負担
	II 生活支援型 《訪問型サービスA》	○居宅において家事等を主とした生活援助のサービス ・週に1～2回、1時間程度の利用時間を想定	○介護サービス事業者 ○NPO、民間企業等 (指定)	○予防給付単価の7割程度 ※単価については、介護保険外サービスの提供状況や必要な従事者の経費等を考慮して設定 ○1割負担
	III 短期集中予防型 《訪問型サービスC》	○保健・医療の専門職が訪問し、日常生活の改善等に関する相談・支援の実施 ○短期集中予防型の通所サービスの利用者に対する日常生活のアセスメントを主とした訪問 ・3ヶ月程度の短期集中的なサービス提供を想定	○介護サービス事業者等	○委託により実施 ※委託にかかる経費については、市が定める基準額を基に算定。 ○自己負担なし
個別サービス 通所型サービス	I 予防給付型 《予防給付相当》	○従来の予防給付相当のサービス内容 ・デイサービスセンター等に通い、日常生活上の支援や機能訓練の提供	○介護サービス事業者 (みなし指定)	○予防給付単価 ○原則1割負担、一定以上所得者は2割負担
	II 生活支援型 (ミニデイ型) 《通所型サービスA》	○体操、運動、レクリエーション等を通じて生活機能・社会的機能の維持・向上を図る通所サービス ・週に1～2回、半日(3時間程度)の利用時間を想定	○介護サービス事業者 ○NPO、民間企業等 (指定、委託)	○予防給付単価の7割程度 ※送迎や入浴がある場合は、加算を設定 ○1割負担
	III 短期集中予防型 《通所型サービスC》	○日常生活の改善等に向け利用者の個別性に応じた運動プログラム等の実施 ・予防給付型の訪問サービスによるアセスメント訪問と組み合わせ、日常生活に支障のある生活行為を明らかにした上で実施 ・3ヶ月程度の短期集中的なサービス提供を想定	○介護サービス事業者等	○委託により実施 ※委託にかかる経費については、市が定める基準額を基に算定。 ○自己負担なし
地域における支え合いの体制づくり 《訪問型・通所型サービスB》		○地域における生活支援等の支え合い活動の充実を図るための助成制度を実施。 ※既存の住民の自主的な活動(ふれあいネットワーク活動等)を基盤とした仕組みづくりを検討中 <想定している助成対象の範囲> ・要支援者相当者を含めた訪問による定期的な生活支援活動 ・要支援者相当者を含めた気軽に参加し交流等ができる定期的な通いの場づくり活動		

一般介護予防事業 (1号被保険者等)
○介護予防把握事業、○介護予防普及啓発事業、○地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、○地域リハビリテーション活動支援事業